

出張所及び生涯学習センターの鍵等紛失について（経緯書）

1 概要

出張所職員が出張所及び生涯学習センターを開錠・施錠するため管理していた鍵3点及びセキュリティカードキー1点の計4点を紛失した。

2 経過

令和6年3月29日（金）の出張所業務終了後、出張所職員が出張所出入口を施錠する際、鍵等4点を所持していなかったため、帰宅後、自宅等を確認したが発見できず、伊東警察署に遺失届を行った。

3 対応

- (1) 出張所等の鍵については、シリンダーの付替え作業を業者に発注した。
- (2) 防犯用のセキュリティカードキーは無効化し、使用不能とした。

4 再発防止策

出勤時に職員の所持する鍵の所在確認を日課とし、帰宅後も不用意に持ち歩かないことを徹底する。